

資料 3

令和 7 年 6 月 13 日（金）

第 1 回子育て支援推進委員会

令和8・9年度佐倉市公立保育園給食調理業務委託について

佐倉市こども支援部 こども保育課

1. 給食調理業務委託導入の目的

調理員の人手不足による影響を鑑み、佐倉市の行政改革である「アウトソーシング等の民間活力の活用」の方針に基づき、保育園の運営に必要不可欠である「給食」、食育の生きた教材である「保育園給食」の安全で安定的な提供を維持するため。



2. 委託導入後の変更点

委 託 前	委 託 後 （令和8年4月から開始予定） 佐倉保育園、北志津保育園にて同時に委託開始
市で雇用した調理員が、保育園の給食室で調理を行います。	委託業者から調理員が派遣され、各保育園の給食室内で市の栄養士の調理指示の基に、調理を行います。
市の栄養士が保育園に所属しています。	こども保育課所属の栄養士（以下、「課の栄養士」という。）が委託導入園の栄養士業務を担当し、食育活動の継続や委託業者の監督を行います。 また、保育園へ定期的に巡回します。調理方法等委託業務の内容が適切に実施されているかの確認、園児の喫食状況等の把握（給食巡回）及び保護者の方からの栄養相談等を実施いたします。
保育園に配属された市の栄養士が献立作成・食材選定・発注業務・食育活動等を行います。	課の栄養士が献立作成・食材選定及び発注業務等を行います。給食の「質」と「安全性」を管理し、美味しい給食を提供し、食育活動を継続します。

※食物アレルギー対応や離乳食など、個別の配慮が必要な場合は、保護者の方と相談しながら進めてまいります。課の栄養士は各園の園長や担任保育士等と情報を共有し、調理員と連携して安心・安全な給食を提供いたします。

3. お問合せ先

佐倉市役所こども保育課 こそだて支援班 担当：伊藤・駒井

電話：043-484-6415 E-mail：kodomohoiku@city.sakura.lg.jp